

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章</p> <p>第一節～第七節（略）</p> <p><u>第七節の二 市民ラジオの無線局の無線設備（第五十四条の二）</u></p> <p><u>第七節の二の二 気象援助局の無線設備（第五十四条の二の二）</u></p> <p><u>第七節の二の三 他の一の地球局によつてその送信の制御が行われ</u> <u>る小規模地球局の無線設備（第五十四条の三）</u></p> <p>（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の 条件</p> <p>第七節の二 市民ラジオの無線局の無線設備</p> <p>第五十四条の二（略）</p> <p><u>第七節の二の二 気象援助局の無線設備</u> <u>（ラジオハンズ）</u></p> <p><u>第五十四条の二の二 四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電</u> <u>波を使用する気象援助局の無線設備（ラジオハンズのものに限る。）は、</u> <u>次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</u></p> <p>一 <u>通信方式は、単回通信方式又は回報通信方式であること。</u></p> <p>二 <u>変調方式は、振幅変調、周波数変調又は位相変調であること。</u></p> <p>三 <u>空中線電力は、〇・二ワット以下であること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章</p> <p>第一節～第七節（略）</p> <p><u>第七節の二 市民ラジオの無線局の無線設備（第五十四条の二）</u></p> <p><u>第七節の二の二 他の一の地球局によつてその送信の制御が行われ</u> <u>る小規模地球局の無線設備（第五十四条の三）</u></p> <p>（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の 条件</p> <p>第七節の二 市民ラジオの無線局の無線設備</p> <p>第五十四条の二（略）</p>

四 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

五 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ 離調周波数が五〇kHz以上一〇〇kHz未満の周波数帯にあつては、任意の1kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より三四デシベル以上低い値であること。

ロ 離調周波数が一〇〇kHz以上二〇〇kHz未満の周波数帯にあつては、任意の1kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

ハ 離調周波数が二〇〇kHz以上三〇〇kHz未満の周波数帯にあつては、任意の1kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四八デシベル以上低い値であること。

第七節の二の三 (略)

第五十四条の三 (略)

(略)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送中継を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸

第七節の二の三 (略)

第五十四条の三 (略)

(略)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送中継を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジ

上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

(略)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

(表略)

注1～8 (略)

9 次に掲げる送信設備に使用する周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 403.3MHz以上 405.7MHz以下の周波数の電波を使用するラジオゾンデ $50(10^{-6})$

(2)～(3) (略)

10～49 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第13 (略)

第14 403.3MHz以上 405.7MHz以下の周波数の電波を使用するラジオゾンデの占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、60kHzとする。

オマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

(略)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

(表略)

注1～8 (略)

9 次に掲げる送信設備に使用する周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 404.5MHzの周波数の電波を使用するラジオゾンデ $2,500(10^{-6})$

(2)～(3) (略)

10～49 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第13 (略)

第14 404.5MHzの周波数の電波を使用するラジオゾンデの占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、1MHzとする。

第15～第53（略）

別表第三号（第7条関係）

1～47（略）

48 403.3MHz以上 405.7MHz以下の周波数の電波を使用するラジオゾンデのスプリアス領域（離調周波数が300kHz未満のものに限る。）における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

49 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から48までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

第15～第53（略）

別表第三号（第7条関係）

1～47（略）

48 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から47までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている四〇四・五MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備（ラジオゾンデのものに限る。）の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 総務大臣は、この省令の施行の日から十年を経過する日までは、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）に適合する四〇四・五MHzの周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）の免許又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、無線設備の条件は、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に受けている四〇四・五MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備（ラジオゾンデのものに限る。）に係る技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項の認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、この省令の施行後においてもなお有効とする。

5 旧規則の条件に適合する四〇四・五MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備（ラジオゾンデのものに限る。）に係る技術基準適合証明等の申請は、この省令の施行の日から十年を経過する日までは、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従

前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。